

生徒会会則

第1章 総則

第1条 本会は埼玉県蕨市立第二中学校生徒会と呼びます。

第2条 本会は全会員の自主的活動によって明るい学校生活を築き、その生活を通じて、将来りっぱな社会人となるための基礎をつくることを目的とします。

第3条 本会は蕨市立第二中学校生徒全員で構成します。

第4条 本会の会員は次の権利と義務をもちます。

1. 本会の諸活動への参加
2. 別章の規定により役員を選挙すること。および役員に選挙されること。
3. 「会計と会計監査規則」による生徒会費の納入。

第2章 役員

第5条 本会には次の役員をおきます。

1. 会長 1名
2. 副会長 1名
3. 本部委員 4名
4. 各専門委員会委員長 6名

第6条 役員には次の任務があります。

1. 会長は本会の代表者であり、会の運営を計ります。
2. 副会長は会長を助け、会長に事故があった場合に代理をします。
3. 役員は本会の運営に必要な仕事を行います。

第7条 役員の選出は次のとおりです。

会長、副会長、本部委員、各委員会の委員長は、立候補制により、全会員の直接選挙により選ばれ、校長より認証されます。

第3章 生徒総会

第8条 生徒総会は、本会最高の議決機関で、会長がこれを招集します。

第9条 生徒総会は、年1回開催し、次のことについて審議決定します。

1. 当期役員の活動報告
2. 次期役員の方針発表
3. 予算または補正予算の報告
4. 決算の報告、または中間報告
5. その他必要な事項

第10条 生徒総会は生徒評議会が要求した場合、または会長が必要と認めた場合には臨時に開くことができます。

第4章 生徒評議会

第11条 生徒評議会は、生徒総会につぐ議決機関で、会長がこれを招集します。

第12条 生徒評議会では、生徒総会に提案する議案などの審議、学級や委員会から出される諸問題の解決、部活動や学級活動などに関する連絡調整など、生徒会活動に関する種々の計画やその実施の審議に当たります。

第13条 生徒評議会は、必要に応じて、臨時に開催することができます。また、議題に応じて、生徒会役員と各学級の学級委員のみによる生徒評議会を開催することもできます。

第14条 生徒評議会は次の評議委員によって構成します。

1. 生徒会役員
2. 学級委員
3. 専門委員長
4. 各部活動部長

第5章 学年委員会

第15条 学年委員会は、各学年の学級委員によって構成し、必要に応じて開かれ、各学年の諸問題について審議し、活動します。

第6章 専門委員会

第16条 専門委員会は、各学級から選ばれた専門委員によって構成し、必要に応じて開催します。任務は次のとおりです。

1. **図書委員会**: 図書の閲覧に関する企画とその管理
2. **整美委員会**: 校舎内外の美化と、校具備品の管理
3. **保健委員会**: 保健衛生に関する諸事
4. **体育委員会**: 校内大会の企画と実施
5. **給食委員会**: 給食の内容改善のための活動
6. **放送委員会**: 校内における放送活動

第7章 特別委員会

第17条 生徒評議会が必要を認めた場合は、その都度特別委員会を設置することができます。

第8章 部活動

第18条 各会員は、いずれかの部活動に所属することができる。

第9章 任期

第19条 役員および専門委員長の任期は1年とし、原則として11月から10月までとします。

第 10 章 会議の成立と決定条件

第 20 条 会議は構成人員の 3 分の 2 をもって成立し、議決は出席人員の過半数の賛成によって行います。ただし、すべての最終決定は校長の承認を必要とします。

第 11 章 顧問

第 21 条 本会の各部門に先生を顧問として迎え、助言と指導を仰ぎます。

第 12 章 会則の改正

第 22 条 生徒評議会で会則の改正が必要であると認められた場合は生徒総会で決定します。

附 則

選挙規則は別に定めます。

この会則は、平成 8 年 4 月 1 日より実施します。

この会則の変更は、令和 3 年 4 月 1 日から施行します。